

# 小型動力ポンプ軽積載車仕様書（3号車）

令和7年度あさぎり町が消防施設整備事業として購入する小型動力ポンプ軽積載車は、小型動力ポンプを積載し一般火災に対応できることを目的とし、道路運送車輛法及び道路運送車輛の保安基準に適合し、緊急自動車としての要件を具備するほか、下記の仕様を十分満足するものとします。

## 【購入台数 1台】

### 【小型動力ポンプ軽積載車】

#### 1. エンジン及びシャーシ

- (1) エンジン 総排気量660 c c ガソリンエンジン
- (2) シャーシ デッキバン型・4WD・オートマ車・エアコン付
- (3) 最大積載量は0.35 t未満、車両総重量は1.5 t未満で、小型動力ポンプを積載する能力を有し、乗車定員4名で、前部2名、後部2名掛けとし、運転席は前後にスライドできる構造とします。
- (4) シャーシ納入業者については、アフターサービス等が迅速にできるように、熊本県内の艀装業者にて行うこととします。但し、やむを得ず、県内の艀装業者で行うことができない場合は協議し決定することとします。
- (5) 小型動力ポンプ及び必要な付属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損が生じないよう安全確実に固定でき、容易に積み降ろしできるものであることとします。
- (6) 赤色フォグランプはキャビン後部に設け、LEDとします。

#### 2. 艀装一般

艀装施行に際しては、本仕様書以外についても当町係員と協議のうえ、その指示を受けるものとします。

- (1) シャーシの艀装については、アフターサービス等が迅速にできるように、熊本県内の艀装業者にて行うこととします。但し、やむを得ず、県内の艀装業者で行うことができない場合は協議し決定することとします。
- (2) 赤色回転灯はLEDとし、キャビン屋根中央に台座を設けて取り付け、スイッチは運転席内に設けることとします。
- (3) 標識灯は、赤色回転灯内蔵型とし、スイッチは運転席内に設けることとします。
- (4) 電子サイレンは、運転席内に設けスピーカーは赤色回転灯一体型とします。
- (5) 照明灯は、伸縮・回転可能（ストッパー付き）とし、後部ゲート左側に取り付けスイッチは照明灯付近に設けることとします。
- (6) ポンプ積載台は、引出式レールにより後部荷台中央に設け、小型動力ポンプを容易に着脱できる構造とし、折りたたみ式スタンドを設け走行時の振動衝撃に十分耐え得る構造とすることとします。ポンプ積載台設置に関する小型動力ポンプの型式については以下のとおりです。  
**ポンプ型式：ラビットP408RS 第12分団1部（上手）**
- (7) ホース積載台は、後部荷台の左側に消防用ホース6本以上を積載できる棚を設けることとします。
- (8) 吸水管積載は、車両後部に二重巻きで収納し、外部より取り外しに便利な構造とし、ストレーナー部分が後部からはみ出さないこととします。

(9) 管鎗 2 本・鳶口 2 本・剣先スコップ 1 本・消火栓開閉器 1 本・中継媒介立 1 個・替口立 2 個・引上式スタンドパイプ 1 本及び二つ折り梯子 1 脚の固定装置を後部荷台の適当な取り外しに便利なよう設けることとします。

(10) 車体後部は耐荷重強化の為、強化スプリングに交換することとします。

(11) サイレンスアンプ及びオーディオをインパネ内に収納するためにアップークラスターとオーディオクラスター交換することとします。

### 3. 塗装及び車輛表示

(1) 車体・・・朱色

3 回以上とし、必要部分は防錆及び下地処理を十分に施すこととします。

(2) 表示 (ボディ両側) 当町と協議

### 4. その他

(1) 附属品・取付品は、消防運用上効率的に積載するとともに、積載器具の積載状態についても十分に協議することとします。

(2) 附属品 (自動車用消火器 A B C 粉末 3 k g ・後退警報ブザー・車止め等) で、国が定めた規格のあるものは全てその規格によるものとします。

(3) 本仕様書に記載のない事項についても技術上当然と思われるものについては、これを省略してはいけません。

(4) 技術上または材質等により本仕様に多少の変更がやむを得ない場合は、あらかじめ承認を受けるものとします。

(5) 完成車の納入後、材質不良・設計の不備により生ずる故障・破損等については、納入日より 1 2 ヶ月間受注者がその責に任じ無償修理・交換を行うものとします。

(6) 陸運局の車体検査及び登録手続きは一切受注者において行うものとします。  
尚、新規車検に必要な自動車税及び自賠責保険料は当町において支払うものとします。

(7) 納車の際、団員に対し操作方法等の説明を行うものとします。

(8) 契約保証金 (契約金の 100 分の 10 に相当する額以上の額) が必要となります。

(9) 旧積載車の下取り又は廃棄処分及び車両抹消登録を含むものとします。  
(旧積載車：軽積載車)

(10) その他、協議が必要な事項については双方において協議して解決するものとします。

5. 納入場所 あさぎり町役場

6. 納入期限 令和 8 年 3 月 1 9 日 (予定) ※できる限り早期納品を希望します。